

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

参考資料①

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

## 健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロア指標:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求められることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特別債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

(健全財政)

新しい法制

現行制度

＜現行制度の課題＞

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

## 地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

(財政悪化)

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成 19 年 6 月

## I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③実質公債費比率

④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

## II 財政の早期健全化

### 1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

### 2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

### 3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

## III 財政の再生

### 1 財政再生計画

○再生判断比率（I①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

### 2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。  
○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

### 3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

### 4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特別債）を起すことができる。

### 5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。  
 ○再生振替特別債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

## IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を営む地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ2、3及びⅤ1と同様の仕組みを設ける。

## V その他

### 1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

### 2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。  
 ○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

# 健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

実質赤字比率

不良債務

地方公共団体

一般会計

特別会計

うち  
公営企業  
会計

普通会計

公営事業  
会計

(地方公共団体財政健全化法)

実質赤字比率

運送実質赤字比率

実質公債額比率

総業負担比率

貸付不足比率

※公営企業会計  
ごとに算定

※公営企業会計  
ごとに算定

一部事務組合・広域連合

地方公社・第三セクター等

# 将来負担比率の概要について

地方債現在高  
〔普通会計が  
実質的に負  
担するもの〕

+

債務負担行為  
（PFI事業に基  
づく建設事業  
費・土地購入  
費等）に基づく  
支出予定額

+

退職手当支給  
予定額のうち  
普通会計の負  
担見込額

+

公社及び損失  
補償している  
第三セクター  
等の負債のう  
ち普通会計の  
負担見込額

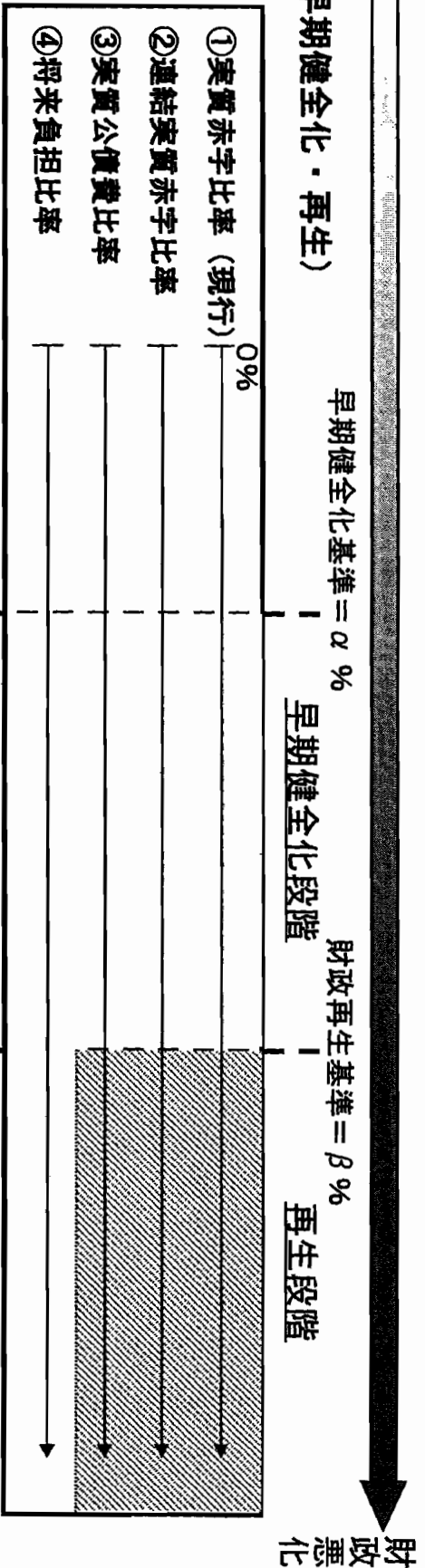
-

基金  
現る見込額、  
地方債に係る  
在交付税算入  
額、

標準財政規模 — 元利償還金等に係る  
交付税算入額

# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

(財政の早期健全化・再生)



実質赤字比率

**早期健全化団体の計画目標**  
 ・①は均衡する(0%)こと  
 ・②～④はαを下回ること

**再生団体の計画目標**  
 ・①は均衡する(0%)こと  
 ・②～④はαを下回ること

(参考) 現行の再建制度  
 ※現行の再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる

(公営企業の経営健全化)

経営健全化基準 = γ%



6 経営健全化団体

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(案)について

平成19年11月

総務省自治財政局

### 1 趣旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）の施行に伴い、法において政令事項とされているもの及び法の施行に伴い必要となるものの規定の整備を行うものである。

### 2 内容の概要

#### (1) 財政指標（健全化判断比率等）関係

○実質赤字比率の対象となる一般会計等の範囲から除外される特別会計の範囲について、国民健康保険事業、介護保険事業等に係る特別会計を規定

○連結実質赤字比率の算定に用いられる資金不足額及び資金剰余額の算定方法について、地方財政法施行令に規定する資金の不足額を基本とすることを規

定。  
ただし、事業の特性等により生じる資金の不足額を控除する等の特例を規定。また、宅地造成事業においては、土地の評価額や資金剰余額の算定における特例を規定。

○将来負担比率の算定について、債務負担行為に基づく支出予定額に算入される経費として地方財政法第5条各号に規定する経費を、負債の額に算入する地方公共団体の設立法人として地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人を規定

○資金不足比率に用いられる公営企業ごとの事業の規模の算定方法について、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を基本とすることを規定

#### (2) 基準関係

○実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準の数値を規定

- 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率について、財政再生基準の数値を規定
  - 資金不足比率について、経営健全化基準の数値を規定
- (3) 手続関係
- 財政健全化計画及び経営健全化計画の策定を要しない場合の要件・手続を規定
  - 総務大臣等への報告等を要さない財政健全化計画等の軽微な変更の内容について規定
  - 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合の地方債の起債の制限の特例として、災害復旧事業費等の財源とする場合等を規定
  - 財政再生団体に係る総務大臣が行う地方債の許可手続を規定
  - 財政再生団体に關し総務大臣への通知を要する国の直轄事業を規定
  - 総務大臣に屬する権限のうち都道府県知事が行うこととする事務を規定
  - その他市町村の廃置分合に係る特例、事務の区分に係る規定等を整備
- (4) 施行日等
- 施行日を平成21年4月1日とする。ただし、財政指標に関する規定は平成20年4月1日から施行する。
  - 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年政令第333号)は廃止し、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)は一部削除する。
  - その他今回の法及び法施行令の制定に伴う他政令の改正等所要の規定の整備を行う。



# 法律の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>6/22</p> <p>○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布</p> <p>(地方公共団体との意見交換)</p> <p>○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政</p> <p>(平成20年度予算編成)</p>	<p>3月</p> <p>○ 指標の公表に係る規定の施行 (公布後1年以内)</p> <p>○ 19年度決算に基づく指標の公表</p>	<p>4月</p> <p>○ 計画策定義務等に係る規定の施行</p> <p>○ 20年度決算に基づく指標の公表</p> <p>↓</p> <p>○ 財政再生計画を策定 (平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・</p>
<p>~12月</p>	<p>4月~</p> <p>秋</p>	<p>4月</p> <p>秋</p> <p>3月</p>